



平成23年5月24日

各 位

会 社 名 株式会社 葵プロモーション
代 表 者 代表取締役社長 藤原 次彦
(コード番号9607 東証第一部)
問 合 せ 先 専務取締役 八重樫 悟
TEL03 (3779) 8000

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成23年6月28日開催予定の第48回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備え、現行定款第2条に事業目的を見直しするものであります。これに伴い、号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役の会社に対する責任に一定の限度を設け、期待される役割を十分に発揮することができるよう、(第32条 社外取締役の責任免除)と(第42条 社外監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、第32条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成23年6月28日(火曜日)
定款変更の効力発生日	平成23年6月28日(火曜日)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 〔条文省略〕</p> <p>第2条（目的）</p> <p>1. 〔条文省略〕</p> <p>2. 映画、テレビ番組、<u>ビデオソフト、コンピューター、レコード等を用いた映像素材、音楽素材の企画、制作、販売、輸出入、賃貸借及び仲介</u></p> <p>3.～5. 〔条文省略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>6.～11. 〔条文省略〕</p>	<p>第1条 〔現行どおり〕</p> <p>第2条（目的）</p> <p>1. 〔現行どおり〕</p> <p>2. 映画、テレビ番組、<u>デジタルコンテンツ（携帯電話コンテンツ含む）、Web及びグラフィックを含む広告制作物、インターネットのWebサイト、書籍（電子書籍を含む）、映像ソフト、音響ソフトの企画、制作、販売、輸出入、賃貸借及び仲介、運営</u></p> <p>3.～ 5. 〔現行どおり〕</p> <p>6. <u>インターネットを利用した各種情報提供サービス業務、市場調査、宣伝及び広告等の受託</u></p> <p>7. <u>デジタルコンテンツ（テキスト、音声、静止画、動画）の制作、配信及びデジタルメディアの最適利用に関するコンサルティング、</u></p> <p>8.～13. 〔現行どおり〕</p>
<p>第3条 ～第31条 〔条文省略〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>第3条 ～ 第31条 〔現行どおり〕</p> <p>第32条 <u>（社外取締役の責任免除）</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第32条 ～ 第40条 〔条文省略〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>第33条 ～ 第41条 〔現行どおり〕</p> <p>第42条 <u>（社外監査役の責任免除）</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第41条 ～ 第44条 〔条文省略〕</p>	<p>第43条 ～ 第46条 〔現行どおり〕</p>